平成２５年（フ）第３１８６号
大阪府東大阪市新上小阪４番33号　大倉ハイツ102号
債務者　藤井　智子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２６７号
千葉県成田市大袋255番地20
破産者　株式会社伊藤室内
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第８号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目７番７号
破産者　有限会社伊藤運送
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１７５４号
埼玉県所沢市南住吉７―18―107
破産者　矢嶋　哲也
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８４６号
東京都足立区東和４丁目22―３、開始決定時の住所東京都足立区辰沼２丁目18―18―312
破産者　渡邉　典子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９７号
福井県福井市豊岡１丁目６番13号
破産者　株式会社竹内商店
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７７９号
東京都大田区大森北１丁目33番３号
破産者　有限会社大森江戸銀
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７８１号
東京都大田区山王１丁目22―11
破産者　高木　新一
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８３０号
東京都新宿区西新宿７丁目２番６号西新宿Ｋ―１ビル
破産者　株式会社総和地所
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２号
東京都江東区東砂１丁目３―24―706
破産者　深谷　一成
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０９号
東京都新宿区高田馬場２丁目14番２号
破産者　株式会社教育研修学院
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７１２号
埼玉県新座市新堀３丁目５－２―207
破産者　平川　知子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７２号
神奈川県横浜市泉区下和泉２丁目８－７　グリーンパレスＡ203
破産者　菅　　謙次
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７７３号
千葉県八千代市萱田町530―４　ＣＡＳＡ・ＤＥ・ＬＡＬＵＮＡⅢ－１Ｂ
破産者　田中　英行
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０１号
東京都大田区下丸子３丁目15―15　今野方２Ｂ
破産者　市川　　修
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９９５号
東京都品川区南大井４丁目11―７―1104
破産者　松下　友和
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０７０号
埼玉県さいたま市西区大字中釘2101―２―603
破産者　嶋田　忠雄
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７０号
千葉県松戸市横須賀２丁目７―10―101
破産者　塚田　順子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３７８号
東京都江戸川区東小岩５丁目４―15
破産者　羽柴　正宏
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７５７号
東京都江戸川区東小岩５丁目４番15号
破産者　株式会社テクノフォース
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７７３号
東京都江戸川区南葛西６丁目21―21―605
破産者　小田桐清和
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部